

厚生労働省では、過重労働問題が発生した企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）を取得していた事例を受け、くるみん認定基準の見直しを行うほか、併せて、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）および青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）の基準等についても、各認定制度の趣旨に真に合致した企業が認定を取得できるよう見直しを行う予定で、現在は意見募集（パブリックコメント）中です。

今回は、この見直し内容等についてご紹介いたします。



- ※くるみん認定＝次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を、その申請を受けて、厚生労働大臣が認定する制度です。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」で、平成28年末時点で2,634社が認定を受けています。
- ※えるぼし認定＝女性活躍推進法第9条に基づき、行動計画を策定し届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況などが優良な企業を、その申請を受けて、厚生労働大臣（労働局長へ委任）が認定する制度です。
- ※ユースエール認定＝青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

認定基準等の見直し内容

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案の概要は次のとおりです。

1. 認定基準の見直し

認定基準について以下のとおり見直しを行う。

- (1) 「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」および「ユースエール認定」の労働時間に係る認定基準
⇒計画期間終了事業年度において、1人当たりの各月ごとの時間外労働および休日労働の合計時間数がすべて45時間未満（計画期間終了事業年度において、平均した1月当たりの時間外労働が60時間以上である者がいない） ※従来はプラチナくるみん認定において「80時間以上である者がいない」など
- (2) 「くるみん認定」の男性の育児休業の取得に係る認定基準
⇒計画期間における育児休業等をした男性労働者の割合が7%以上という基準などを新たに加える。
- (3) 「ユースエール認定」の新規学卒者等採用者の離職率及び有給休暇に係る認定基準（詳細は省略）
- (4) 「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」および「えるぼし認定」の重大な法令違反に係る認定基準（詳細は省略）

2. 認定辞退制度の創設

「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」および「えるぼし認定」に認定の辞退制度を新たに設ける。

3. 認定取消後の再取得期間の見直し

「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」および「えるぼし認定」について、認定を取り消された場合の、取消してから再取得までの期間を見直す。

⇒3年に

パブリックコメント

厚生労働省では、上記の見直しに関する意見募集（パブリックコメント）を次のとおり行っています。次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案の詳細も、電子政府のパブリックコメント画面で見ることができます。

1. 意見募集期間

平成29年2月20日（月）から平成29年3月21日（火）まで（郵送の場合同日必着）

2. 意見の提出方法

意見には理由を付して、「次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（案）に関する意見」と明記の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。なお、電話による御意見は受け付けておりません。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3502-6763

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 法規係あて

(3) 郵送の場合

下記住所に上記募集期間内必着にてお送りください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 法規係あて

3. 施行期日等

公布日 平成29年3月中

施行日 平成29年4月1日

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060